

事務連絡
平成17年3月31日

市町村廃棄物行政（二輪車リサイクル）担当課室 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

市町村による二輪車の引取り廃止にあたって

廃棄物行政の推進につきましては、日頃よりご尽力いただき、まことにありがとうございます。

さて、二輪車の適正な回収・リサイクルを推進するため、国内二輪車メーカー4社と輸入事業者11社（以下「参加事業者」という。）において、二輪車リサイクルのための自主取組みを昨年10月より開始しております。その内容につきましては、昨年7～8月にかけて、全国9ブロックにおいて自治体向け説明会を開催し、多くのご担当者にご出席頂き、概ね円滑にスタートできたところです。

さて、粗大ごみ等として二輪車の引取りを行っている市町村のうち、本自主取組みの開始に伴い、引取りを廃止する市町村がありますが、ごく一部に、住民への適切な周知がないままに引取りが廃止された結果、トラブルが生じている事例が見られるようです。

市町村による二輪車の引取りの廃止に当たり、参加事業者が別添のとおり留意事項を整理しているので、これを踏まえ、円滑な移行がなされるようご配慮のほどお願い申し上げます。